

第二十二回国会 衆議院 通信委員會會議錄 第九号

昭和三十年五月六日(金曜日)

午後一時三十七分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

簡易生命保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

昭和三十年度日本電信電話公社予算について説明聴取

○前田(榮)委員長代理 これより會議を開きます。

去る五月二日本委員会に付託になりました簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしまして、まず政府当局より提案趣旨の説明を求めます。郵政大臣松田竹千代君。

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

五 前号に規定する法人に対する貸付

六 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫(以下この条において「金融機関」という。)の発行する債券(以下この条において「金融債」という。)

七 国債

八 国に対する貸付

第三条第二項中「前項」を「第一項」に、「大蔵省資金運用部」を「資金運用部」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の規定により金融債に運用する積立金の額は、積立金の総額の十分の一をこえてはならない。

3 積立金を金融債に運用する場合においては、一の金融機関の発行する金融債の十分の五又は一の金融機関の一回に発行する金融債の十分の六をこえる割合の金融債の引受、応募又は買入を行つてはならない。

4 前項の場合において、資金運用部資金の金融債に運用する額があるときは、その額を積立金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項の規定を適用するものとする。

5 積立金をもつて引受、応募又は買入を行う金融債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、他の引受、応募又は買入に係るものとその種類を同じくするものでなければならぬ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○松田國務大臣 ただいま議題となりました簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、現在簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用は、主として地方公共団体に対して融資することとなつておりますが、毎年資金が増加して参りますこと及び運用の範囲を拡大し、各種公共事業の施設改善に融資するようにとの国会の御決議もいたされておりますので、一、その公共の利益を是より、あわせて資金の効率的運用に資するため、運用の範囲を拡大しようとするものであります。

これによりまして、新たに融資の対象となりまゝすものは、第一は、国民生活の安定上急務とする住宅建設資金等を供給するための住宅金融公庫その他の政府機関に対する貸付等であり、第二は、重要産業に対して長期資金を融通し、国民経済の振興に寄与するとともに、資金の運用利回りの向上をはかるため、長期信用銀行法による銀行業務を営む銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する金融債であります。第三は、余裕資金の効率的運用をはかるために短期運用として購入する国債であります。第四は、国

に対する貸付でありまして、さしむきは郵政事業特別会計に対し、老朽郵便局舎緊急改善のために要する資金を貸付しようとするものであります。なお住宅公団に対しましては、日本住宅公団法制定の際に、この運用に関する法律の一部を改正した上、融資することにしたといふと考へております。

また資金の運用に当りましては、地方公共団体の融資に重点を置くこととし、資金量において金融債に偏重し、または一金融機関に傾いて融資し、もしくは一般のものと異なつた条件で購入または引き受けすることを避けるよう、運用上の制限を加えようとするものであります。

以上でこの法律案の提案理由の説明を終りますが、何とぞ十分御審議の上御可決下さいますよう、お願い申し上げます。

○前田(榮)委員長代理 次に簡易生命保險法の一部を改正する法律案、郵便年金法の一部を改正する法律案及びた

だいま提案趣旨の説明を聴取いたしました簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の三法律案を一括議題といたしまして質疑に入ります。この際質疑の通告がありますので、これを許します。樺本登美三郎君。

○樺本(登)委員 その前に大臣が御出席でありますからして、この前當委員會で決議をいたしました町村合併に伴う資金の問題ですが、大臣から非常な御努力を願つたやうでありましたが、残念ながら公費公債で五億四千万程度が認めら

五月六日

委員松浦周太郎君辞任につき、その補欠として樺本三郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月二日

簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

郵政事務官(大臣官房人事部長)

宮本 武夫君

日本電信電話公社総裁

梶井 剛君

専門員

稲田 稔君

専門員

山戸 利生君

専門員

吉田 弘苗君

専門員

中村 寅市君

郵政事務官(大臣官房人事部長)

宮本 武夫君

日本電信電話公社総裁

梶井 剛君

れただけであつて、残り三十五億円といふものはふいになつたわけでありま
す。この五億円について金額の裏づけ
はどうなつておりますか。

○松田国務大臣 これは政府が補償し
てくれることになっております。政府
補償による公費償といふことになつて
おります。

○橋本(登)委員 ちよつと今の大臣の
説明ではおかしいと思ひますからし
て、あらためて……。それではその問
題はあと同じにしましう。

簡易生命保険法の一部を改正する法
律案のうちで、今度改正の要点は年三
分五厘を年四分に改めるといふこと
と、もう一つ、大臣の説明にはないよ
うですが、倍額支払いの規定を、今度
は十才以下に限つてはこれを倍額支払
いをしてないといふ改正が入つておつた
のではないでしようか。いわゆる保険
金の倍額支払いの規定を格闘する等の
必要がある……。

○白根政府委員 このたびの改正案に
おきましては、おつしやるように倍額
支払いの条項を改正いたしておるわけ
であります。このうちの重点は、十才
未満で死亡した者に対しては、倍額
支払いの対象から除外いたしたのでご
ざいます。と申しますのは、簡易保険
におきましては保険金の最高、保険金の
倍額支払い制度を設けましたのは、被
保険者が思ひの事故によりまして死
亡した場合に、その遺族が受ける物質
的な打撃を多少なりとも緩和するとい
ふ趣旨で作つたのでございます。これ
につきましては御承知のように民間で
は特別の割増し保険料を取つて倍額支
払いをやつておる会社もありません。こ
の倍額支払いを創設いたしました際に

おきましては、実は無制限であつたわ
けです。と申しますのは、これは二十
四年に制定したのでございます。二
十三年に御承知のように、利益配当、
私の方では長期還付金と申しておりま
すが、これを廃止したりそれから割
減、期間を一年間を二年に延長した
り、付加保険料を引き上げたいたし
まして、サービス条項の面につきまし
てほとんど削減したわけにございま
す。といたしますと、時あたかも物価
の変動がありまして、保険を募集する
際におきまして相当むずかしい時代で
ございまして、従ひまして二十四年に
なりまして、倍額支払いという制度を
創設いたしたわけにございます。そこ
ろがその当時における状況よりも、そ
の後交通事故なり水難等によりまし
て、倍額支払いに対するケースが相当
ふえて参つたのでございます。倍額
支払いの保険金額の全保険金額に対す
る割合を申しますと、二十六年で三・
七〇、二十七年で四・六〇、二十八年
で五・二〇といふふうに、倍額支払い
の全保険金額に占める割合が相当ふえ
て参つておるのでございます。これは
交通事故、水難等による対象人員がふ
えて参つておる傾向になつておるので
ございまして、そのうちで特に小児に
對する、十才未満の受償者が相当ふえ
て参つておるのでございまして、現在
では保険金額で申し上げますと、倍額
支払いの五〇〇程度までが、小児のう
ちで特に十才未満の者に対して起つて
おるわけにございます。一面、法案に
もありませんように、従来ともそうい
う倍額支払いをやるような、不慮の事故
の際におきましては、その事故者が重
大なる過失がある際におきましては、

これは除外して倍額支払いを払わない
で、保険金だけを払つておるのでご
ざいます。十才未満になりまして、
御承知のように注意能力がほとんど
ないのでございます。意思能力、責
任能力も十才未満には大抵ないよう
な状況でございます。従ひまして実
際論をいたしましては、重大なる過
失であると考えようなケースにお
きまして、子供であるがために、実
は倍額支払いを重大なる過失と認定し
ないで払つておるのが現状でございま
す。そういうような現状でございま
す。われわれといたしましては、こ
ういふ状況はだんだんふえていくのは
なかりうか。そういたしますと、なる
ほど倍額支払いをやるところの対象に
なる方々に対しては不公平かもしれ
ませんが、全加入者に対する
公平な面からいまして、少し行き
過ぎではなかりうか。ことに現在の簡
易保険の契約者の大部分、六〇〇程度
は世帯主であります。そういたしま
すと、こゝろにケースによつて財源を食
われまして、将来の利益配当の財源を
相当量この方であつたといふこと
が、果して公平であるかどうかといふ
ことを考えたのでございます。一面、
外国、ことに全部調べたものではござ
いませんが米国の保険会社等におきま
しては、十才未満に対しては、むろ
ん割増し保険料も取つておるのが大部
分でございまして、取つておつてな
おかつ十才未満並に六十才以上の方々
には倍額支払いをしていないのが現状
でございます。さて国内の状況はど
うかと申しますと、民間の保険会社にお
きましては、倍額支払いという制度を
とつておる会社もございまして、とつ

てない会社もございまして、大体とつ
ておる会社におきましては、十才未満
を除外対象にしておるものもございま
す。この際かたがた、旧契約と違
ひ点はいろいろ問題があるかと存じま
すが、新契約からは、倍額支払いの対象
中から十才未満の者を除外いたした
い。ただし旧契約の分につきましては
既得権でもございまして、簡易保険の
信用を維持したために、旧契約者に
對しては不利なる効果を適度とさせ
るのもどうかと存じまして、新契約か
らスタートいたしまして、旧契約は従
前通りにいたしたい、これが改正の要
点でございます。

○橋本(登)委員 今回の御説明で大方事
情がわかりましたが、今のお話により
ますと、この表で見ると、昭和二十八
年度の表で倍額支払いの総額は一億八
千六百万円、それに対して十才未満は
四千三百万円、こゝろになつていま
す。あなたの言うように倍額支払いのパー
センテージが五〇％にはならぬよう
ですが、これは数字の方の私の解釈の違
いかどうか。

○白根政府委員 この数字は、倍額支
払い契約で払うところの保険金額は一
億八千六百万円何がしとなつておりま
す。それから次の全死亡契約が三十五億
何がしになつております。それでその
比率が五〇％となつておりますが、これは
全契約の——私の五〇％と申し上げま
したのは、一億八千六百二十六万円の中
で、十才未満の者が四〇％ないし五〇％
と見ておると申したのであります。

○橋本(登)委員 いやそこは、ちよつ
とあなたの表をのらんにすると四千三
百万です、十才未満の保険金支払い
金額は。

○白根政府委員 これはこの三カ年の
平均が五〇％となつておるのでござ
います。

○橋本(登)委員 三カ年の平均でもそ
うならぬのじゃないか。

○白根政府委員 その前の表をのらんに
なつていただきますと、倍額支払い
契約とそれから全死亡契約とが、これ
は倍額支払い契約が一でございまし
て、二が全死亡契約でございまして、こ
の二に對する割合の保険金額の欄
をのらんになつていただきますと、二
十六年度が三〇強、それから二十七
年度が四〇強、二十八年度が五〇強、こ
うなつております。

○橋本(登)委員 どうも数字の説明が
少し都合のいいような解釈をしておら
れるようでありまして、なるほど昭和
二十六年度は十才未満は二千二百万
ですから、大体において全体の半分を占
めておるようですが、しかしながら二
十七年度、二十八年度、二十九年度、
いわゆる最近の三カ年の数字を見る
と、それは大体において三〇％以下に
なつております。こゝろに数字の上から
見て、結局年間三十何億ですか——年
間の支払い総額が幾らになりますか、大
体全部をのらんでの倍額支払いの総額は。

○白根政府委員 二十八年度で申し上げ
ますと、全死亡契約全体の保険金額
で申し上げますと三十五億九千八百八
十八万円、そのうちで倍額支払い契約
の対象になつて、二十八年度で払つた
のが一億八千六百二十六万円でありま
す。

○橋本(登)委員 そりすると、こゝろ
に計算になりますね。昭和二十八年度
における総保険金の支払額は三十五億
九千万円、いわゆる三十六億円、その

九千万円、いわゆる三十六億円、その

うち十才未満の倍額分だけを考えれば大体において二千二百万円である。そうすると、その十才未満のサービスをこの際やめても、結局三十六億円の〇・五割にすぎない、こういう計算になるでしょう。であるからして、そういう金額のために、せっかくサービス条項として設けたこの条項を、そういう事情で廃止するという理由は非常に薄弱である。要するにあなたの方でこういう案を出してきたのは、いわゆる三分五厘を民間並みに四分に引き上げ、それから最近における国勢調査における死亡率を適用して、定額率を施行しようということから起きてきた。一千万でも二千万でも他の方面に浮かせようという考えから、せっかく設けたサービス条項を廃止しよう、こういう考えに基本的なところがある。私がなぜこういうことを言うかというところ、国営事業であるから、一たん国がきめたものを、これを重大なる支障なくして廃止したり変更することは、国営事業の権威に関する問題である。しかも、たとえこの間の相模湖の事件のごとくに、同一事件によって死亡した場合に、それが契約年度の相違によって、ある父兄は三十万円もう、ある父兄は十五万円もう、こういう事態が起きたときに、その保険契約者一般に与える影響は非常に甚大であると考へなくちゃならない。しかも今金額を追及していけば、要するに三十六億円のうちのわずかに二千二百万円の問題にすぎない。こういうことのために国営事業の威信を失墜し、信用を害するといふやう方は、非常に不当ではないか。従つてこの問題に關しての整備統合といふものは、他の問題を解決せん

がためのいわゆる理由にすぎなくして、せっかく設けた、しかも父兄から見れば、わずかに十才未満の子供をなくするということは非常に重大な影響を与えられるのに、しかも甲という子供は三十万円もうらえる、乙という子供は十五万円しかもらえない、こういうことは保険事業に対する非常に重大なる信用の問題になると思う。従つてこの問題については、私の考えが果して不当かどうか、大臣の御見解を承わりたい。

○松田国務大臣 ただいま橋本委員の御指摘になつたことは、最近の数字の点から論じていけば確かにお説ごもつとも考えられますが、諸外国の例、最近の数字の動向を参酌いたしまして、こういう決定を見たのでござります。なおこの点は私は事務当局よりさらに説明願つて、そうして得心のいけるように願うようにしたいと思ひます。

○橋本(登)委員 これは、大臣もおつしやいましたが、あるいはまた前の政府委員から諸外国の例を引いて仰せられました。これを制定するときに諸外国の例はすでにあつたのであります。何も簡易保険制度が初めて日本で行われたのぢやなくして、この制度を施行するとき、すでに先進国が簡易保険事業をやつてきておつたのです。それらを勘案してなおかつ簡易保険としては、こういうことをやりたいという前提に立つてやつたので、特に最近に外国の例が出てきたのではないのであります。従つて外国の例を理由としてとることは全く不適当であつて、それなれば、當時は外国の例を研究せず立案した、こういう議論になるのでありますからして、この問題は外国の例は私は考へてもらいたくないし、かつまた実際保険事業として困難である場合には、民間事業のように割増金制度をつける、これなら私は公平であらうと思ふ。しかしながらそういう見解でなくして、簡易保険事業としては当時の情勢から、そういうサービス条項を設けようという大方針に従つてやつた。であるからしてサービス条項として、この三十二条を見てもわかりますように、サービス条項として設けたのであるからして、十分なる能力がないから、従つて重大なる過失があつたかどうかを判定するに苦しむということ、それは、そう大きな問題ではないはずであります。サービス条項なのであります。しかも全体の数字からいって、昭和二十八年の例で見れば二千二百万円程度の金額である。であるからして、私は簡易保険の性質から考へても、また實際上の施行の面から考へても、このサービス条項の一部制限というものは不適当ぢやなからうか。もしやるならば、当然全体に向つて民間保険と同様に特別死差料金を加えて、そうして倍額支払いを合理化するといふ、こういう話ならわかりますが、一部制限を加えるといふことについてはなお御研究を願ひたいし、われわれの委員会の方でもそれについては具体的な研究を進めていきたいと思ひます。

○白根政府委員 ただいまの大臣の御説明に對して、補足させていただきます。たいと思ひます。なるほどおつしやるように倍額支払いの対象のうちから、十才未満の者に對して倍額支払いをしないといつても、当面のところではそう大した金額にならないのでござい

ます。しかしながらこれをどの程度の金額が浮くかといふことをあつと御参考までに御説明させていただきます。御承知の通り、これを御改正を御承諾していただければ、二年後でなければできないことになつております。従ひましてその影響は三十二年から出るわけでございます。三十二年で浮くところの利益と申しますのは百七十四万円でございます。それから三十四年度がまた上りまして千三百四十万円でございます。それから三十四年度が三十五年度でござります。三十五年度が三千五百五十万といふふうな累増して参るのでござります。一面死因別の順位を調べてみますと、不慮の災害といふのは、実は前は死因の十順位の中に入つていなかったものでござります。相当あとの方の順位になつておつたのでござりますが、最近になりますとこれが十順位の中まで入つて参ります。死因別といひましたも、不慮の災害といふのが相当高順位になつて参ります。従ひましてこれらに対する財源は、相当な財源を食つて参るのではないかと存じます。その浮いた財源をどうするかと申しますと、これはむしろ将来の利益配当の財源になる。だんだんその財源が安定いたしますと、保険料引き下げの財源にもなるわけでありまして、さうな意味からいたしまして、現在程度の災害死で、しかも小児に對する率が現在程度であるなら問題はなにかとも存じますが、この順位が相当上つていくのぢやないかといふ面もござります。そういたしますと、全保険契約者の権衡論を考へて

みますと、どうせ浮いた財源は一般のものにも及ぶ利益配当の財源になる、こういう意味からいたしまして今回御提案申し上げた次第でござります。一面、お話のように、民間のように特別な割増保険料を取つてやつたらどうかといふやう方も研究してみたのでござります。ところが、これは御承知のように特約でやるわけでございます。私の方の契約では、現在四千四万件程度もござります。毎年三百万ないし四百万程度の新契約が出るわけでございます。そこで新契約だけにやるといたしましても、とにかく割増し保険料を出しになるかならぬかといふことを一々折衝し、お出しになることになりまして、今度は特別の手数をかけて参らなければならぬのでござります。その手数料の面が相当問題でござります。また一面既往の契約者については、保険料を取らないでやらざるを得ないのでござります。もし既往の契約者に対して増額し保険料を取ることに参りますと、相当な手数料の他が要るのでござります。その契約だけでも四千万件ござりますので、そこまでするのも行き過ぎでございます。一面不利益を過去の契約に波及させることも、保険の信用の面からいたしてもいかかかと存じまして、実はサービスマンにある程度なることはおつしやる通りでござりますが、こういう御提案をした次第でござります。

○橋本(登)委員 それでこの三分五厘を今度四分に引き上げること、これによつての支払額がふえてきますね。これと保険料金の国民死亡率の低下によるところの引き下げによるマイナス

面、これはどのくらいの金額になりますか。

○白根政府委員 三十三年度で申し上げますと、死差益の面で、改正しないといいたしますと六十五億円の黒字になります。そこで改正後には四十四億円の黒字になります。料金値下げによる影響——この中には旧契約と新契約との権衡を保つために、旧契約に対して分配利益配当を増額しますから、一期に積み立てなければならぬ金が入ってはおります。そこで内訳を申し上げますと、料金引き下げによりまして死差益は四億五千四百万円、分配増加による影響が十六億三千六百万円、これだけ減になります。それから利差益といいたしますと、減が三十三年度は三千万円、三十一年度が二億七千万円、三十二年度が四億四千百万円というふうになっております。

○橋本(登)委員 相当莫大な金額になるようですが、むしろこういふことは考えられないですか。こういうふうに民間保険が昭和二十六年度の国民死亡率を基準にしてやっておるわけだが、それと歩調を合わせるために同じく従来通りにやっておいていいのですが、それを昭和二十七年年度の国民死亡率をとるといふのであれば、年間におけるマインナス面は十億——合せて約二十億、これだけの金額ですね。そうなりますと、年間一億八千万円くらいの倍額を無料で払ったって、従来通りなら問題ではないわけですね。従来通りの死亡利用率、かつまた三分五厘を四分——三分五厘を四分というのは、民間が四分だからそれに歩調を合わせるというのなら四億五千万円はやむを得ないと思うのですが、この保険料金を民間

より安くするために十六億円の赤字といひますか、減収になるわけですが、これをやらなければならぬ問題は出てこなかったわけですね。ですからもつと交った方法として、従来民間がやっておった率でいけば、もちろん倍額のおかつしつつかえないということになりますね。一方においてサービス低下をやめるが、一方においてサービスを制限するという結果になるのですが、しかしいざしにせよ年間二千万円程度のものをこの際サービスをやめるといふことは、せつかく十六億円の全体のサービスを向上させようというのですから、その面から考えてもどうも思わしくないとと思うのですが、この点はどうですか。

○白根政府委員 保険料を下げた影響といたしまして——下げないでいけば相当な余裕が出るわけですが、死差益だけで申し上げますと二十八年度六十一億出るわけですね。利差益も相当出ているわけですね。そこで現在の実際の死亡率は、予定死亡率に比較いたしますと四〇%くらいしかないのであります。死差益が一年に六十億出るわけですが、利差益も相当出ているわけですね。従いまして保険料を下げるということをわれわれとしてはせざるを得ない。どうしてもしなければならぬし、また国会でも御決議があったのでございまして。そこでその結果、剰余金がどのくらい出るかという問題でございまして、われわれの見通しとしては、かように保険料を下げまして、新旧契約の権衡を保つために、旧契約に對しまして利益配当を増額いたしたとしても、剰余金はなるほど相当出るわけ

けであります。従いましてその剰余金の面からいけば、おっしゃるようにな程度は出ると思つてございまして。ただ簡易保険というのは精神的な慰安を保障するのでなくて、物質的な保障をするわけでございます。そういうたしますと、現在の簡易保険の契約者は大体六〇%が世帯主でありまして、そういう世帯主に対しては、将来利益配当なり、保険料を下げていきたい気持でいるときに、交通事故なり、水死その他の水難による傷害の占める割合の大きい十才未満の小児——ただいまのところでは二千万円ないし三千万円でございますが、十年もたつと一億くらいになるのではないかと思つてございまして。そういうような点を考えてみますと、一般に對して利益配当を均霑する財源に使うがよいのか、それとも気の毒だから受償対象の中で十才未満の者を除外しない方がよいのかという相関関係になるのではないかとと思つてございまして。これも災害の対象になる災害死が、現在程度のカーブでいくということになれば問題はないと思つておりますが、そのカーブが相当ふえて参つておられます。そうすると十年では一億以上にもなりまして、さらに先にもいきましたと、二億、三億にもなるおそれがあるのではなからうか。その中で子供の十才未満の占める割合が相当ふえて参る。これはすでに傾向ではないかと思つて。そうしますと、倍額支払いの対象のグループの面からいきますと、これは不権衡で気の毒でございますが、全体の加入者に対する総合的な観点でいくときには、それだけの原資をはかの契約者に均霑させる方がよいのか、気の毒だからその災害

死のグループの中から十才未満を除外しない方がよいのかという見通しの問題でございます。その見通しの問題は御審議いただきたいのでございまして、私もどもといいたしましては将来相当災害死がふえて参つてくる。不慮の死の順位は第十位でございますが、さらに九位、八位といふおそれもある。そうなりますと、原資としては相当大きな原資になって、その部分だけが災害死にあらざる加入者に対する利益配当なり、保険料を引き下げて、利益を均霑させる分に対してマイナスになつてくる。ですから、そういう意味から参りまして将来の見通しとしては、十才未満の方々にはお気の毒ではあるけれども、この際そういう意味からスタートをとつていつたらどうかというのが、改正の趣旨でございまして。

○橋本(登)委員 趣旨はよくわかるのですが、災害がだんだん多くなつてきて、将来ともにこの金額がある程度増加していくというところは、一つの見通しとしては当然なるものであらうと思つております。しかし一億になる場合には保険総額がふえていくから、必ずしも現在の二千三百万円と合せて考えていくことはないので、幾らかは増加して参りましよう。ただ増加して参りましても、総体の金額からいへば、一%未満である。十才未満の倍額支払額分だけを大体目の予算で計算してみると、おそろく〇・五、六%にすぎないだらうと思つて。これは現在簡易保険がいろいろな意味において宣伝をしたから、そうしたものにかけている費用からみても、わずかな費用である。しかもこういふようなサービス条項が一部制限されるために、もし簡易保険事業に

對して一般国民から不信の念を抱かれることになる方が、マイナスの面から大きいのではなからうか。どうしても災害倍額支払いというものが相当な金額を占めて、将来運営上に大きな影響があるといふことであるならば、抜本的にいわれる災害倍額支払いの規定をやめるか、もしくは災害倍額支払いに對しては特別料金を附加するかという、基本的な観念に立つべきではないか。十才未満の者に対してのみこつくり制限を加えるというふうなことは、これからやるのなら問題はないが、すでに実施してしまつたのであるから、多少の犠牲を払つても、兩害事業としての簡易保険制度としては何とかやつていくべきではないかというのが私の見解ですが、いかがでしょうか。

○白根政府委員 お話のように現在の段階からいいますと、全死亡保険金額に對する割合は少いのでございまして、二十六年度で一・八%、二十七年で二・三%、二十八年度で二・六%といふうちに、二%程度には現在でもなつていくのでございまして。要するにお話のように、たとへば一億になつたときには資金量もふえますが、全体のパーセンテージとしては大したことにはならないかもしませんが、配当原資としてみますと、相当な金になるわけでございます。

○橋本(登)委員 一応改正の点に關する質疑はそれくらいにいたします。次の年金法の改正案です。この年金法の中に一部分差し押え規定を認めておられますが、恩給法その他これに類するといひますか、こういうものに關するもので差し押えを禁止しておるも

の、それについてお調べがあれば承わりたいと思います。

○白根政府委員 お答えいたします。

恩給法の建前といたしましては、恩給を受ける権利については全額差し押えを禁止いたしております。ところがその後でできた民事訴訟法の六百十八条で差し押え禁止の範囲を少し狭めて、恩給につきまして、恩給金額の四分の一に限りこれを差し押えすることができるとなっております。ただし差し押えにより債務者がその生活上窮乏の状態に陥るのおそれなきときは、裁判所の認可を得てその二分の一に達するまでそれを差し押えすることができるとなっております。その後民事訴訟法によりまして、ただいま申し上げたように制限されておるのでございまして、これは債権者の保護とかいう面から、そういうことになったのじゃないかと思っております。

○樺本(登)委員 今度改正しようというのは、最近における経済上の推移にかんがみ、年金の最高制限額を年額二十四万円に引き上げることです。これに伴う差し押え金額の限度の問題ですが、いわゆる経済事情にかんがみ年金の最高制限額を二十四万円に引き上げたということは、これは一人の生活費を原則としてお考えになったのか、それとも年金ですから、夫婦者を考慮に入れての最高制限額ですか、お伺いいたします。

○白根政府委員 独身者あたりを対象とするものではございませんが、家族といふところまではいかないのでございませう。実はこれをきめたのは大体物価指数の面を考へてみて、それから現在のこれらに類しているものあたりを考へてみまして、大体二十四万円程度という目の子になっております。

考へてみまして、大体二十四万円程度という目の子になっております。

○樺本(登)委員 大体夫婦として最小限これくらゐが必要だといふ計算的基礎から、二十四万円というものに引き上げたい、こういうわけでありませう。

○白根政府委員 ちよつと補足いたしますが、大した根拠はないのでございませうが、基準年度からいたしまして、相当な金額になりましたが、実際それだけの金額の最高限を引き上げるといふことにいたしますと、負担能力の点については相当な負担になり、行き過ぎではないかという面も考えられます。さてどの程度のめどかというお話ですが、これは大した科学的めどではございませうが、まあ恩給あたりを対象にして考へてみたわけですが、基準年度の昭和九年から十一年までの間における平均恩給金額は三百五十九円でございませう。その当時における年金の最高制限額は二十四万円にございませう。それが昭和二十八年では物価指数が四万二千四百二十一円になっておる。約一八・二%の二倍になっておる。そこでこの倍率をかせますと、二十八万三千六百八十円という程度になっております。そこで腰だめいたしまして二十四万程度でどうかというので、大体の検討でつけたのでございませう。

○樺本(登)委員 ですから最初この年金額をきめるときには、一応独身といふよりは、いづれかといへば相当の年配になつてからであるから、夫婦者を原則にしてきめたということになります。それから計算して、その後の物価指数にあわせて今日では二十四万が

妥当であらう、こういうことであらうと思ふのです。そこで郵便年金ですが、この性格をお聞きしたいのです。

○樺本(登)委員 郵便年金といふのは、これは少しは違ひますが、公務員の恩給に匹敵するような性格を持つておる。民間では恩給がありません。もちろん公務員でも郵便年金に入つてもけつこうです。が、この最初の趣旨は、公務員あるいは会社員等にはそういういろいろな制度があるが、一般にはそういう制度がない。それだけではありませんが、そういう点をもカバーするために、いわゆる一般市民が何年後かにはとにかく最小限度の生活費をもらつてやつていける、こういう一つの民間恩給式な考へ方が基礎でこういうものができたのか。それともそうではなくして、一種の郵便貯金の形の変つたものである、こういう考へ方から郵便年金法というものを作つたのか、この点についての解釈をお聞きたい。

○白根政府委員 結論から申し上げますと、まん中ごろだろふと思ひます。恩給については、郵便年金よりか、これは特殊の関係からして、政策的にやほり少し強いのではないかと。こちらは任意年金でございまして、厚生省の強制年金とは少し違ひのであります。任意年金である関係からいたしまして、民間等の関係も考へまして、恩給程度まではいかないけれども、貯金より少し保護をしたらどうかという中間的な性質ではないか。非常に逃げたような答弁で大へん恐縮ですが、そう考へております。

○樺本(登)委員 厚生年金は事業者がある程度負担する。これは強制年金の可能な性格を持つておるのですが、郵便年金の場合は、政府が一部負担するわけではないから、強制的な性格は持ち得ないわけでありませうけれども、その金の出し方からいへば、もつと保護していい制度ではないか。一方は政府が半分負担してやる。けれども郵便年金の方は、全く自分の独力をもつてしつゝとして働いた一部の金を積み立てていつて、そして二十年後か十五年後の将来において、自分がその年金によつて食つていこうといふのであるから、ある意味からいへば郵便年金の方をもつと保護してやつていい制度ではないか。ただ郵便年金は一時に相当の額を積んで、そしてわずかの期間後にあるから、そこに少しの行き違ひがあるのですが、性格からいへば毎月幾らかでも積んで、十年、十五年、二十年後にはこれだけの金をもらつて老後を楽しもう、こういう性格が現実だろふと思ひます。一時金にするのは原則ではなく、積立年金が原則だろふと思ひます。年金法の建前として、どちらに重点を置いておられるのか。

○白根政府委員 どちらにも重点を置いておるのでございませうけれども、実際論としては定期年金に重点を置いております。また利用者は定期年金が八〇%になつております。やはり定期年金が実問題として重点になつております。

○樺本(登)委員 定期年金といふのは、どういふ内容のものですか。定期年金と申し上げますのは、ある一定の年令の契約者が、金の要するところは大体いつごろだろふという見当をつけまして、その見当をつけたときから年金の支払い開始をさせるようにしたいといふのでございませう。これは五年間払つてもらふのと十年間払つてもらふのと分けて、それで選択することになつております。それが一時払いと分割払いでそれぞれ年令によつて掛金が變つております。

〔前田(榮)委員長代理退席、委員長着席〕

○樺本(登)委員 そうしますと、一時に何十万円かを納めて、五年後に分割払いをしてもらふ、こういうのですか。

○白根政府委員 一時払いの場合と分割払いと選択してもらふわけでありませう。掛金の一時払いで申し上げますと、十才で、十二才から支払いを開始して五年間年金をもらふ、それで金額はどのくらいと見当をつける。最高二十四万円と踏みますと、百万円余を一時に払ふ、こういうことになりませう。それから分割払い、これは全期払い込みと五年払い込みに分れておりますが、全期払い込みで申し上げますと、十才で二十才の支払い開始になつておりますが、それ以外のものはないのでございませうが、それを五年間支払うといひまして、八万七千二百八十八円といふふうに、年令別、支払いの態様等によつて變つております。

○樺本(登)委員 わかりました。その程度の問題であれば、ある程度の差し押えが行われることはやむを得ないと思ひます。そこで、こういう制度はやつておらないのですか。十年なり二十年なり、毎月なり毎年なり少しづつかけていつて、二十年後とか二十五年後に一定額の金をもらつていくというやうな、一種の積立養老年金制度は現在やつておらないのですか。

○白根政府委員 一例を申し上げただけでございます。その制度もございまして。掛金の分割払いでやりまして、五十才支払い開始、六十才支払い開始もありまして、それぞれ先ほど申し上げましたように年令なり保証期間によつてはさまざま、掛金をきめてやっております。それはございまして。

○橋本(登)委員 その種の、ほんとに勤労所得の一部分をきいて、積み立てによつて、十年なり二十年後において年金をもらう、こういう制度があるやうであります。そういう制度のものに對しては、差し押えがきかないというところは、法律的には扱いにくいのですか。

○白根政府委員 御説は年金の差し押え禁止につきまして、種類別に分けて、特にそういう差別的な色彩のものについては、差し押えの禁止の幅を、その余のものに比較して特別の取扱いをしただろうかというお話だろ、かように解釈して拝聴いたしました。御説申し上げたいと存じます。その点はなるほどございまして。その点は、しかし実は年金制度を創設した際、それらの意見も込めて、その当時における司法省といふやうく打ち合せました。いわゆる差し押え禁止の幅を拡張するといふことは、債権者といたしまして、取引の安全の問題もございまして。そこで年金を創設したのは大正十五年でございますが、その際に大体差し押え禁止の限度は、最高制限額の一割程度といふことできまして、その後昭和十八年、昭和二十一年、昭和二十三年、昭和二十四年の改正の際も、大体債権者に対する関係等をも考えまして、最高制限額の一割と

いうように、種類別に区別しないので、従来もやっておるわけでございます。現在では法務省でございますが、そういう司法関係の債権者の取引の安全を保護する官庁との今までの交渉では、おっしゃるやうな種類別にやつて、差別的な色彩の特に強いものについて、差し押え禁止の幅を広げるといふことは、従来ある程度主張したのであります。が、なかなか通らない現状からいって、イージー・ゴーイングかもしれないけれども、やはりその方針を踏襲してやっております。

○橋本(登)委員 年金法についての質疑は一応以上で終りまして、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律の一部を改正する法律案について質疑をいたします。この中で大臣の説明の中には、住宅金融公庫とか、あるいは重要産業に對して長期資金を融通するとか、余剰資金の効率的運用をはかるために短期公債を購入する、こういう点が書いてあるようですが、法律の中にある予算の議決または承認された法人、こういう面については大臣の説明の中には、具体的に説明がないやうであります。しかしこの法律の改正の面からいへば、日本電信電話公社あるいは国際電信電話会社あるいは日本放送協会、こういうものもこの範圍の中に入ると解釈してよろしいのですか。

○白根政府委員 御説明申し上げました。予算について国会の議決を経なければならぬ法人を申し上げまして、現在対象になるものを申し上げますと、日本開発銀行、日本輸出入銀行、住宅金融公庫、国民金融公庫、中小金融公庫、農林金融公庫、この政府機関の公庫と、それから日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本専売公社の九個の機関であります。そのうち別項にございまして債券の発行能力を有することにございまして、四号に掲げているものは日本国有鉄道と日本電信電話公社の二機関でございます。

○橋本(登)委員 国際電信電話公社は入りますね。

○白根政府委員 入っております。

○橋本(登)委員 要するに議決と承認、従つて今度該當するのは日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本放送協会、これには該當するわけですね。

○橋本(登)委員 はい、そうでございます。

○橋本(登)委員 そこで、しかしながらこの法律によると、その公社なりもしくは協会のなりの債券もしくは公債を発行する場合だけに限られるのですか。もしくは地方団体のごとくに短期に現金的な融資を受けられるのですか。

○白根政府委員 電信電話公社に例を引きますと、債券もできますし、また長期の貸付もできます。その上に短期の融資も資金運用部案議会の議決を経てやりますことになっております。先般の審議会に諮りまして、短期融資もできることになっております。

○橋本(登)委員 そうしますとこの法案はもう通ることになりますか。

○白根政府委員 昭和三十年年度の融資計画を御説明申し上げます。このワックを上げた部分をまず御説明申し上げますと、五号に相當する「前号に規定する法人に對する貸付」といたしまして住宅金融公庫に三十億、それから六号の長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行、農林中央金庫または商工組合中央金庫の発行する債券、これに該當するものとしていわゆる金融債といたしまして二十億、それから国債の方の先ほど大臣の御説明になりました食糧証券等は短期でありますから、長期の中に入っております。国に對する貸付といたしまして郵政事業特別会計に五億、それから先ほど大臣の御説明にもありましたように今度でございます住宅公団に貸し付けるのが二十億、その余のものにつきましては市町村に對する貸付が四百二十八億、二十九年年度におきましては四百二十八億、それに契約者貸付の五十億といたうものが別にあるわけでございます。

○橋本(登)委員 そうしますと日本国有鉄道もしくは電信電話公社と放送協会の、この四号ですか、これに對しては融資計画はない。短期融資もないのですか。この融資計画というものは長期計画だろ、と思つておりますが、短期の方は考慮に入っていないのですか。

○白根政府委員 お手元に御配付したものは短期の計画でなく、長期の計画でございます。長期計画には先ほど御説明しましたやうに入っております。したが、短期の方はそのつどの需要に応じてやればできる態勢になっております。

○橋本(登)委員 短期融資の総ワック、手持ちワックといふんですか、それはどのくらい毎年あるのでしょうか。

○白根政府委員 短期融資のワックといふしましては、御承知のように私ども

のところでは決定する長期に貸すもの、その操作資金の残りを短期に回す。従いまして長期に貸すに支障を来さないやうに、短期融資に出さなければならぬ。大蔵省の資金運用部におきましては、繰越金というものを持っております。ところが郵政省の簡易保険局の資金には、繰越金を実は持つてない。従つてその金額は長期の融資計画が早くきまるかきまらぬかによつても違ふと思ひます。去年は大体七月か八月ごろに固まりました。それが六月に固まれば早く長期に出さなければならぬ。九月になりますと少しスピードが落ちる。従いまして短期融資をいたすところの金額は、それによつて相當狂ひが出てくるわけでありまして。ただし昨年の例を申し上げますと、短期融資をやりました最高のピークは百五十億程度でございます。本年度は昨年度よりも融資の金額がふえております。従いまして融資の金額といたしましては、自治庁で大きい財源として見られる地方公共団体に對する長期貸付の決定がいつきまるかによつて違ひますが、大体見当をいたしましては百五十億を相當はねまして、百八十億程度ぐらいは本年度はできるのじゃないか。しかし一面短期融資につきましては、市町村に對する短期融資も相當の要望がございまして、一面再建整備その他の關係がある程度解決する以上につきましては、市町村に對する短期融資はある程度縮めなければならぬものが出てくると思ひます。従つて短期融資で市町村に對する貸付の短期融資以外にどの程度の余力が出るかという問題、地方公共団体に對する再建整備の關係がどうなるかと

いう問題があります。ある程度このワ
クを上げた対象に対しての短期融資の
余力は出る、こう考えております。は
かりした金額はやはり大株主である市
町村の長期が早くきまるかきまらぬか
というところにかかると思っています。

○橋本(登)委員 今度三十億ないし二
十億とか、いろいろ融資計画ができて
います。これは郵政省関係のいわゆる
ワクの中でのやるのですか。大蔵省と
の協議事項になっていませんか。

○白根政府委員 建前といたしまして
は郵政省関係でございまして、郵政
大臣が独自で定められることになって
おります。また一面相手の大蔵省の資
金は、これまた大蔵大臣の独自の見解
で定められることに相なっております。
しかし資金相互の関係は、御承知の
ように出投資計画という問題もござ
います。相互に話し合いをしていくこ
とに相なっております。建前としては
郵政大臣独自の権限でやれるのでござ
います。向うもそうでございまして、
一本の融資計画からならぬの面か
らいたしまして、双方で相談し合うと
いうことになっております。

○橋本(登)委員 大臣にお聞きしたい
のですが、この法律が通過する前に、予
算としては住宅金融公団あるいは日本
住宅公団等に郵政省関係の資金の融資
計画ができていたわけですが、この郵政
大臣の専断事項——もちろん計画とし
ては総合的なものでありますからして、
大蔵大臣の資金計画といいますが、そ
ういふものに大きなつながりを持つて
おることは、これはもうやむを得ない
のです。権限としては郵政大臣の権
限で、この法律案が通ればこういふ工
合に融資ができるのでありますから、

この前この逓信委員会、前の電通委員
会においても、御承知のように合併町
村の交換局整備の資金、こういう問題
に対して幾分かでもこの融資計画の中
に入れられてもよいのではないかと、工
合にわれわれ考えるのですが、非常に
骨折って下さって、なおかつそういう
ことを申し上げるのはどうかと思いま
すけれども、今度の予算で見ると七十
五億になっております。七十億は大体金
融関係のある程度の了解を求めてあ
るようですが、あとの五億円だけは、
ただ五億円だけを頭から乗せたという
程度であつて、その資金的な話し合いは
十分についていないようにわれわれは
聞いておる。はなはだ安心のできない
五億円であらうと思つております。そこ
でこの短期融資の面では、将来いわゆる七
十五億円という公債公債を日本電信電
話公社は発行できるのですが、それが
なかなか消化が困難であつた場合に、
この中であつていよいよ年末あるいは
最後になつて、どうしても十億とか十
五億が一般金融でもつて公債ができな
い、こういうときには、短期資金の融
資の道が開かれたのですから、この中
から短期融資をして、そして昭和三十
一年度の予算にはこの預金部資金の
ワクを取る、こういう考え方は出てく
るものが出て来ないものか、お伺い
いたします。

○白根政府委員 お話は電信電話公社
の所要資金問題からんでのことと思
います。その点につきましては私とい
しましては実態は実は知らないのをご
ざいます。私の方としての運用の面
から申し上げますと、御承知のよう
に、資金を割り振る問題が出るわけ
で、

○橋本(登)委員 おそらく電信電話公社と
いたしまして、まず予算の獲得が主
ではないか。そこでワクがきまれば、
外部資金が必要であれば資金運用部な
り私の方なり、どちらでもいいわけ
でございまして、その際におきまして私
の方として、資金をその方に割り振る
ことができないというわけではないの
であります。ただ問題は、私の方の建
前として問題になるのは、地方公共団
体に対する貸付にやはり重点を置かな
ければならない。そこで二十九年度に
おきましては四百六十億長期でやつ
ておるのを、本年度は四百二十八億とい
うふうに落しております。そういう面
からいたしまして資金的に割り振りが
ちよつと困難な面はございまして、
も、さればといつて本年度でも予算の
方で、主計局で歳出の方、裏づけにな
る償還その他の予算的な裏づけがあれ
ば、これは市町村に対する貸付原資を
前年度より低くした事情があつて、そ
うしたことは出せないかもしれない
けれども、全然考えられないことでは
なかつたと思つております。それが
現在の長期の問題でございまして、お
話はあのきまつた資金の何では、年度
内で電信電話公社の方で、場合によつては
つなぎ資金は要するのじやなからうか、
そのときに郵政省として簡易保険の資
金を流す可能性があるかないかという
問題だらうと思つております。その点につ
きましては、ほかの資金の状況等も勘案
しなければならぬと存じますが、ワ
クといたしましては、今度法律でワ
クをこしらへた部分につきましても、短
期融資ができる建前になっておりま
す。そのときどきにおける状況により
まして、余力があればそれはお貸しす
るのにやぶさかでないと思つてます。

○橋本(登)委員 今の説明であります
と、資金に余裕があれば、この法律が
認められればもちろん日本電信電話公
社も日本放送協会も、短期融資が可能
になるというところでありますから、資
金の余裕の問題でこの問題は解決がで
きる、こういうお話でありまして、当
然それはこの法律ができた以上はそう
いうふうになると思つております。問題
は今申したように政府が公債発行高を七
十五億円と認めても、なかなか一般市
場の金融状況から見ても七十五億円が消
化できないかもしれぬ。これは一種の
予算の裏づけがあるわけなんです。が、
電信電話公社としては七十五億円の公債発
行をして、これだけの償還期間を立て
て公債を発行するわけですから、それ
でいいというより比較的に、計画的な
ものに対しては相当優先的に、この不
足分に対しては短期融資の面で補つ
て、そして次年度に——もちろんこ
れは預金部で見てもえればけっこう
ですが、見てもえられない場合におい
ても、公債等の条件がよくなければさうい
うことも発行できるということになる
わけでありまして、そういうことも
可能になつてくると思つております。法律
的にはもちろんできることになつたの
ですが、郵政大臣なり郵政当局、簡易
保険積立金を扱つてゐる当局の心構
え、やつてやろうとするのか、それと
も今までの交渉の経過から考えてみ
て、この際はやつてやらなければなら
ぬ、であるからもしやういふふうな事
情がきまつた場合においては、優先的
に実際上の問題としてこれを考へてや
らう、こういういづれかの心境の上に
立つてゐるか、考え方の問題ですが、

それをお伺いしたいと思つてます。
○白根政府委員 非常にデリケートの
お話でございまして、優先的というの
はいろいろの問題を起すのでございま
して、大きな面で見ますと、私の方の
簡易保険の資金は、加入者の信託財産
である。従つて加入者の利益に還元し
なければならぬという意味で、資金
運用部で統合しておるのをこちらに
持つてきたわけではございません。その
うちで地方還元と申しますか、加入者の
利益に還元するウェイトがどこが一番
大きいのかということになると、国会
の御審議によりまして地方公共団体
に対する貸付がやはり第一順位だろ
うというところで、現行法がこうなつ
ておるわけでありまして、従ひまして
地方公共団体に対する貸付の面で、
ほんとうの意味における短期融資の所
要量が、これはただだぶつかせて不健
全財政の面からする短期融資の所要量
でなくて、ほんとうの意味における短
期融資の所要量が、どの程度あるかと
いう問題ともからむのであります。従
ひまして端的に申し上げますと、市町
村に対する短期融資よりも優先して電
信電話公社に短期融資をいたします、こ
ういふことはちよつと言えない建前にあ
るのでございまして、そのようなものに
対する、ワクを出したものに對する面と
の關係はどうかという問題であらうと
存じます。これは優先的というものが、
グループが二つも三つもあれば優先的
となりまして、一つに集中して優
先的というところとそこまではつき
り言えないのでございまして、この程度
で一つごんべんを願ひたい。

○橋本(登)委員 大いに苦心のあると
ころを今後とも生かしてまいりたいの
です。そこでこれは郵政大臣並びに親

井総裁にお聞きしたいのですが、昨年昭和二十九年年度の予算も昭和三十年年度の予算も、しかも昭和三十年年度の予算のうちの当局が希望した四十億円という市町村合併に要する整備資金、預金部資金を借りたいというこの問題が本年度もだめになって、公債五億円を増しただけになってしまった。そこで去年、今年だけの傾向から見れば、預金部資金を当然もたらえるようなそういう必要資金にしてももらえない、貸付を受けられない。こういうことになる、一つの傾向としては電電公社は法律はいかにともあれ、実際問題としてこの預金部資金の割当を受けることが将来ともむずかしいのではないのか。今度のような市町村合併に伴う交換局の整備統合、これらは全く電電公社としては何ら利益の向上になるのではなくして、一般利用者の、あるいは地方公共関係の利益を擁護するためにやるような仕事であって、計算的には實際上マイナスになる。そういうような施設資金に対しても預金部資金がもらえない。こういうことになれば、法律上にはあつても、預金部資金というものは将来とも活用できないのではないのか。そういうことになれば、この電電公社法の中に資金計画あるいは資金調達方法について考え直すべき時期に入ってきてはいしないか。たとえばあの条項については発行条件に対して一種の制限を加えられておる。大蔵大臣の認可によつて、一般の社債等には悪い条件でなければ発行できない、そういうような特殊な条件が加えられておる。こういうことでは将来所要資金を一般から集めるといふことについても、非常に困難が出

てはしないか。従つて将来とも一つの見通しとして、金利の安い預金部資金なりあるいは簡易保険積立金等を使うことは困難である。短期の場合は別として、長期資金に使うことは困難である。こういうことが一つの見通しとして考えられるならば、当然これは公社当局としても資金の調達方に關する考え方を一つ持たなくては行かないか。法案は政府当局の法案でありますからして、政府においてもこれは考えなくてはならぬ性質のものではなからうか。こう考えるのですが、それについて所管大臣である郵政大臣並びに梶井総裁から御意見を伺いたい。

○松田国務大臣 お話のように思ひます。これはおのずから懸念されると思ひます。しかし今度の内閣議を申し上げるようでは恐縮であります。昨年度の公算債の消化不良になつた点よりかみがみまして、この点は特に大蔵大臣にも念を押して、そういうことのないように格別の配慮をするということになつておりますことだけを申し上げておきます。

○梶井説明員 公社の発行いたしました社債につきましては、二十九年年度において二十七億五千万円の消化をいたしております。従つて三十年年度において七十五億の社債募集のワクを持ちましても、それが全部消化しないといふことがあります。計画にそつとを来たすと思ひます。でありますから、ただいま郵政大臣がおつしやいました通り、大蔵大臣なり大蔵省当局に対しては今回の七十五億に対して、必ずこれを消化するだけの努力をしていただきたいといふことはしつぱ要請してありますので、大蔵省あるいは大蔵大臣

としても、その点は違算なくおやりになることと確信します。

また預金部資金の問題につきましまして、二十八年年度、二十九年年度の二年だけ預金部資金の割当を得られなかつた。しかし三十年年度に對しましては町村合併の性格から申しまして、ぜひとも預金部資金でもらいたいといふことをお願いしたのであります。その趣旨については大蔵省としてもよく了解をしておられますけれども、預金部資金の増額にもおのずから限度がありますので、本年度はやむを得ず社債を五億増額することによつて解決をされたのであります。しかしこの趣旨につきましては重々了解していただいておりますので、三十一年度以降におきましては、われわれ預金部資金をぜひとも割り当てていただきたいという考えでおります。また許す範囲において必ずやういふふうにするということをお大蔵大臣も言つておられたのでありますから、われわれは預金部資金に対しては全然絶望であるというふうな考えは毛頭持つておらないのであります。

○橋本(登)委員 せつかく法律で既得権として持つておるのですから、今さら放棄する必要はないと思ひますが、最近の預金部資金の使い方から見ると、政府から見ればもうかつていふやうか、一応独立採算制としてやつていける事業体である、こういうことかからして、預金部資金といふものはできないだけ社会保障あるいは採算のとれない事業等に、安ん利子でもつて回してやうやう思ふのです。そういう建前からいふと、今度のような採算のとれない仕事に対してまでも、一応電電公社

はもうかるといふか、利益が上る事業体であるからがまんしてくれ、こういうことでがまんさせられることから見ると、どうも将来とも預金部資金は使えないといふことが常識的といふか、傾向ではなからうかと思ふのです。そうならばやはり自分の力で資金を調達する以外は道がないのですが、現在のようには大蔵大臣の発行条件に従つて公債を発行する、こういうやり方ではなからうか。このやうな一般金融界で通用する程度の利子を支払うような債券を発行するならば、これは信用程度からいつても、ある程度の所要資金はできるのじゃないか。こういう意味からいつても、将来この問題については、郵政当局並びに電電公社当局は考える必要がありはしないか、こういう点を申し上げたわけでありま。一応今のところは、将来ともに政府が預金部資金を回してくれるという原則の上に立つておられるようでありま。それ以上申し上げませんが、この点についても一つ御研究をお願いしたい。一応私はこれで一つ質疑を終ります。

○松前委員長 森本靖君。

○森本委員 ちよつとしたことですが、この前の通信委員会の会議録の第三号に、私の質問に対して中村説明員の方から、委託集金の問題については全通の方から団体交渉を受けてないといふ回答があつたように載つておりますが、これはその後私が調査したところによりまして、何回も団体交渉をしておるといふ全通側の回答でございまして、この速記録の内容と、現実の場面とが食い違つておるわけですが、これ

はどういうわけでありま。か。

○宮本説明員 この前の委員会でも中村説明員からそういうお答えがあつたものであります。しかしそれは何かの間違ひでそのお答えしたと思はれるのであります。多分放送料の委託手数料の問題と思いますが、その点につきましては組合の方から交渉が持たれておるといふことは確かでございます。

○森本委員 それは組合の方からという問題でなくて、私の質問に対して、そういう申し出はないといふことを現実に答弁なされておるわけである。だから、この速記録における答弁が間違ひであるならば間違ひであると、一つそういう回答をしていただきたい。これは単に組合にどうこうということではなしに、私の質問に対してそういう回答がなされ、正式に会議録に載つておるわけでありま。その点の弁明をお願いしたい。

○宮本説明員 それではこの前の議事録をよく見まして、もしそういうふうな間違ひでありますれば、これを訂正するようにいたしたい。そういうふうな手続したいと思ひます。

○森本委員 念のために申し上げておきますが、通信委員会の会議録の第三号、三月二十六日付の四ページ上段にあります。

次にお聞きしたいのですが、三十年年度の郵政予算の中におきまして、無集配郵便局の宿直制度という問題についてどうお考えになっておるか、お聞きしたい。

○宮本説明員 宿直制度の問題でございしますが、ただいまあいにく所管当局であります経理当局が見えていないも

のでありますから、後日の機会に回したいと考えております。

○森本委員 それではこれは後日私の方から質問したいと思っておりますので、この内容について十分御検討願いたいと思っております。

その質問の要旨は、無集配局については、現在宿直要員は全然一人もおらず、それらの公金その他に対する責任の度合いをだれが一体持つておるか。あるいは盗難その他の問題についてはどういふようにお考えになつておるか。いやしくも官庁に対して全然無人の局に夜間をしておくというようにすることについて、どうお考えになつておるかという点について、詳細に次に質問をしたいと思つておりますので、申し上げておきます。

○松前委員 森本君にちよつと御注意いたします。法案が提出されておりますので、法案に關するものをできるだけ集約して、お願いしたいと思つております。

○森本委員 大体予算の説明になつておりますから……。それでは今の点と、それから次に予算案の問題に關すると思ひますが、通信手、通信手というものは昔からあるわけでありまして、これについての恩給年限というものは昔から問題になつておるわけでありまして、が、これについて後日私の方で質問したいと思ひますので、詳細にこれに対する郵政省の態度並びに總理府の恩給局の態度というものを、一つ明確にしておいてもらいたいと思ひます。

それから次にこれは緊急の質問であります。新潟県の横越というところの特定郵便局長の任用の問題につきましては、これは御承知かと思ひます。

が、国有局舎であります。こういう国有局舎に対して、統轄局の次長が兼任して、退職金をもらつて、新しく特定郵便局長に任用せられてゐるというケースが出ておるわけでありまして、これに対する問題についても、私は後日質問を行いたいと思ひますので、詳細に資料を整えておいてもらいたいと思ひます。

それでは法案に対する質問を行います。郵便年金法の一部を改正する法律案が出ておりますが、先ほど保險局長の答弁によりまして、中間のものであるという御答弁でありましたが、この郵便年金法というものを將來も続けていつて、国民の上には、この年金法の趣旨によるところの福祉の増進というところが、この年金法によつて完全にでき得るとお考えになつておるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○白根政府委員 郵便年金法に基いての郵便年金事業といつたしまして、そのねらいとする養老施設その他の福祉施設が完全にできると考えられるかというお話でございますが、それは事業の伸び具合にもよることであると存じますが、完全に福祉施設ができると断定するところまでは多分いかならうと思ひます。

○森本委員 私のお聞きしておるのは、簡易保險というものは生命保險の趣旨でございますが、郵便年金というものは、老後自分のかけた金を年金としてもらつていくという趣旨なんです。ところが一般の恩給についてはベース・アップがなされるわけでありまして、郵便年金についてはベース・アップが全然なされない。昔相當の金額をかけたものが、現実に百二十円か

二百円しかもらえない。そういうような性格を持つておる郵便年金法というものが、ほんとうに国民の福祉増進になるような事業であるというふうにお考えになつて、これを推進せられておるかどうかということをお聞きしておるわけでありまして。

○白根政府委員 御説は郵便年金は長期の掛金をしなければならぬので、従つて掛金をした当時に於ける貨幣価値が維持される限りにおいては、おそらく御心配の面はない。しかし御趣旨は、郵便年金の掛金をした当時に比較いたしまして貨幣価値が下つて参る、その意味からいたしましては、恩給と違つてベース・アップをしない。従つて金額的な面からいたしまして、実質上低下せられた貨幣価値で金銭給付をやるという面からいたしまして、なるほどおつしやるように、それが郵便年金のウィーク・ポイントであると存するわけでありまして。従ひましてそれらの欠陥を補う意味からいたしまして、老後の養老施設を拡充いたしたい、かように存じております。しかしその面に対しては、完全にそれができな

いじゃないかとおつしやるのであると存するのでございまして、その点は、ざつとばらんに申しますと、ある程度ございまして。そこでその弱い面からいたしまして、郵便年金事業として將來性がもうないのじゃなからうかという御心配もあらうかと存するわけでございます。しかしわれわれといたしましては、戦後における物価の変動、終戦を境として前後における物価の変動程度まで貨幣価値の変動があるかといへば、そこまではいかならないではないかとわれわれは考えるわけでございます。

す。従ひまして日本の国力が充実いたしまして、経済が安定することが認められるといたしましては、物価の変動、貨幣価値の変動はかりにあるといたしまして、その変動のカーブといふものは、終戦直後に経験したようなカーブではないのではなからうか、この考慮をわけございまして。さればといつて、やはりある程度のカーブによつて物価の変動がある。あるとすればそれに対する補足的な施設といたしまして、老後の福祉施設をやる。その老後の福祉施設をやれば、掛金当時の金によつて物的設備をやり、また福祉施設をやるのでございまして、その欠陥の分野を補充する作用も持つて参るのじゃないかと、この考慮をわけございまして。

○森本委員 政府委員の説明では、これから先の問題については大して変動がないと考へた。これから先の問題は今ここで論じたところでどういふようになるのかわからないから、ただ私の申し上げておるのには、今国民大衆諸君の方からは、非常に昔の年金に加入した者に対しては大きな恩恵の的になつておるということでありまして。昔ほんとうに身を削るような金をかけた。ところがそのかけた金が、現在もらつてきておつたら全然生活の足しにもならない、そういうことによつて、国民大衆諸君にとつてこの郵便年金保險というものが非常に怨嗟の的となつておる。これに対して何らかの措置を考へずには、今後郵便年金というものを展張させていくと考へるのは、昔の問題についてどう考へるになつておるか、現実に国民大衆諸君の怨嗟の的になつておるといふことを、郵政当局は

御承知かどうかということをお聞きしておるわけでありまして。

○白根政府委員 お話の点は十分承知いたしております。まあ毎年近い程度、終戦直後それに対する諸君が出て参つておりました、よく承知いたしております。しかし御承知のように郵便年金といつたしましては、一定の掛金をかけていたしまして、それに死亡率なり予定利率によつて積み立てた年金の支払いはやるわけでありまして。従ひまして物価の変動、貨幣価値が下つたというのに対応する、いわゆる物価変動積立金に相當するような金銭積み立てはしてないわけでありまして。従ひまして積立金は貨幣価値が下つた場合における対応策といつたしまして、それに充當するだけの積立金の増をするというような建前になつておらないのでござい

ます。従ひましておつしやるような面があると思ひわけでありまして。これは大なり小なりほかの長期の金銭債権については起り得ることでございます。一番目立つておるのは郵便年金でございますが、長期の契約では簡易保險もそういふ面があると思ひます。また貯金といつたしまして、事実上長期に戦前からかけておる面については、その面もあると存じます。従つてそれを補充するような意味で何らかの対策をするといふことを、一応研究はして見ましたけれども、それに要する所要資金は千億程度の金が必要なのでございまして、そこまでは行き得ないのでござい

ます。また一面からいけば千億程度の金を、事業の余力からは出ませんので、一般会計から繰り入れをしてもらつて、郵便年金の面を解決できたとい

は、一般会計から繰り入れをしてもらつて、郵便年金の面を解決できたとい

を下げるという面になりますと、募集しよい環境になるわけでありまして、募集しよい環境になるということを考へますと、従業員の方々の過重労働という面につきましては、現行の保険料でやるのと、保険料を引き下げて加算者の食いつきよいうな保険料にするということは、関係従業員の方々の募集しよい環境になるのじやなからうか、

こう考えておりますが、それだけで安易な気持ちでやるのではなくて、さらにその実績を見まして、お説のようなことのないように努力いたしたい、かように存するのでございます。

○森本委員 それでは、くどいようでございますけれども、こういうふうなけつこうな趣旨のことをやる場合においても、従業員の方の十分の納得がいかなければ、現行の手当その他を下げようなどとはないというふうに解してよろしくうございませうか。

○白根政府委員 例の手当の問題にからんでおる次第でございますが、この点はただいませつかく平和裡に交渉中でございます。そのお含みは、今平和に交渉中であるということだけで御了承いただきたいと思います。

○森本委員 よろしくうございませう。

○松前委員長 御質疑もないようでありますから、次に昭和三十年度の日本電信電話公社の予算に關しまして、梶井總裁より説明を求めるといいたします。日本電信電話公社總裁梶井剛君。

○梶井説明員 昭和三十年度の日本電信電話公社予算につきましては、先般郵政大臣より御説明がございましたので、それにつけ加えて本日御説明を申し上げます。

まず損益勘定について申し上げますと、収入は千七百七十五億円余であります。前年度予算と比較いたしますと、十六億円余の増加であります。前年度におきましてはデフレによる通信利用の減退、特急、至急通話等の減少によりまして約四十七億円程度の減収が見込まれますので、実質的には前年度より六十億三億円余の増加となる次第であります。

収入の内訳について申し上げますと、電信収入八十七億円余、電話収入千四百四十四億円余、受託工事収入十八億円余、雑収入二十五億円余となっております。

電信収入は前年度予算に比べ、十億円の減少となっておりますが、これはデフレ等の影響によりまして取扱ひ通数において約九割減少しております。ほか、電報が速くなりまして、至急報が普通報に移行いたしました結果、一通当りの単金が約六割低くなつてきておるためであります。

電話収入は前年度予算に比べ、十八億円の増加になっております。料金額別のおもなもののついて見ますと、前年度増設しました加入電話等が本年度は年度一ぱい稼動いたしましたこと、及び三十年度における新規増設施設に伴う収入の増加等と等によりまして、前年度予算と比較して収入の増加いたしました。これは、電話使用料において五十三億円余、度敷料において十六億円余、公衆電話料において十三億円余等があるが、他面前年度予算より収入の減少いたしましたものは、特急通話の普通通話への移行等のため、市外通話において二十七億円余、電話専用料において十三億円余等があります。

全般的に申しまして、前年度上半期の終りごろより収入に対するデフレの影響は横ばい状態にあると考えられますが、サービス改善に伴う減収傾向は今後増大することも考えられ、収入の確保については樂觀を許しません。次に、支出は千七百七十五億円余でありまして、その内訳を見ますと、事業支出は千八百一十一億円余で、前年度予算と比べ六十九億円余の増加となっております。予備費は前年度と同額で十五億円余であります。資本勘定への繰り入れは七十九億円で、前年度より五十三億円の減少であります。前年度におきましては四十七億円の減収に伴いまして、やむを得ず資本勘定への繰り入れを四十一億円減らしたもので、実質的には前年度と比べ十二億円の減少となっております。

事業支出のうち、運用保守等に要する営業費は七百八十一億円余でありまして、前年度予算と比べ五十七億円の増加であります。営業費につきましては、二十九年度予算における閣議決定に基く節約の趣旨のとりまして、新規増員も六千二百人余にとどめ、人件費を圧縮いたしましたこと、物件費につきましても極力節減を心がけ、事業の合理化に努めました。

利子及び債券取扱い費は六十億円余でありまして、前年度に比べ八億円の増加となっております。減価償却費は再評価をいたしました固定資産の価額により算出したしまして、二百四十億円余を計上いたしました。これは前年度予算と比べ三億円の増加となっております。

なお、各勘定所属の職員予定数の合計は、新規増員を含め十七万二千四百八十八人でありまして、給与総額は四百三十八億円余であります。

次に建設勘定であります。既定の電信電話補充五カ年計画の第三年度の工程を遂行することを基本として編成いたしました。外部資金の調達に所期のごとく参らない上に、損益勘定の利益が大幅に減少しております。自己資金の確保をはかるため加入電話の工程等を予定より増加いたしましたことと、町村合併に伴う電話サービスの改善につきまして配意をいたした次第であります。

建設資金から御説明をいたしますと、借り入れ資本収入が百八十六億円で、その内訳は電信電話債券の公募によるもの七十五億円、受益者引き受けによるもの六十六億円、電話設備負担金四十五億円余となっております。自己資本収入は、減価償却引当金が二百四十億円余、損益勘定より受け入れが七十九億円で、合せて三百十九億円余であります。資本剰余金は十四億円余であります。以上を合計いたしました五百二十億円余となります。

が、債務償還のため必要な六億円余を控除いたしまして、五百十三億円余が建設勘定の財源となるわけでありまして、前年度予算は五百三十一億円余でありましたが、実行上公募債において二十七億円の増収、損益勘定よりの受け入れにおいて四十一億円の減少を見ますと、他方受益者引き受け債券において二十八億円の増加、負担金において十三億円の増加がありましたので、差し引き実質的には五百十四億円余となつておりますので、本年度は前年度実績とはほぼ同額の建設資金を確保した次第であります。

さて、建設の工程であります。サービス工程におきましては加入電話十八万五千、公衆電話五千七百、市外電話同線四十二万三千キロ余等、収入を確保するため既定の五カ年計画よりも上回つた工程を計画いたしました。基

礎工程におきましては、電話局建設では六大都市に四局、中都市に十三局、小都市に六局、計二十三局のサービス開始を計画しました。前年度の予算工程も同数の二十三局でありました。長距離ケーブルは四区間七千キロ余でありまして、前年度予算工程三區間二千八十三キロに比べ相当切り詰めたが、短距離ケーブルは二区間四百七キロ余を計画して、前年度工程十五区間三百六十八キロより若干増加いたしました。

次に、町村合併に伴う電話サービスの改善であります。国の財政全般の見地から公募社債が五億円認められしたのみでありますので、残念ながら当委員会御決議の趣旨にも沿ひ得ぬ結果となりました。大都市、中都市の電話局の建設に伴いまして、加入区域の統合を行う区域合併は前年度と同程度実施いたしましたが、このほか、五億円の財源をもつて区域合併五十二局及び市外回線新増設四百四十回線、三千八百キロの工程を計画し、合併町村の電話施設の整備をはかつていきたいと考えております。

さて、本年度の電信電話建設計画を進めますと、サービスの水準は前年度に比べ全般的に改善される予定でありまして、電報におきましては速度、誤謬率ともに現状維持の程度かと考えますが、電話におきましては、六大都市市内電話完了率が前年度予定平均五七％が六六％に向上し、市外電話の待ち合せ時間は前年度予定平均に比べ長距離、中距離においてそれぞれ二十分を短縮して一時間四十分程度に、短距離において五分を短縮して四十分程度に改善される見込みであります。

第一類第十一号 通信委員会議録第九号 昭和三十年五月六日

終りに、技術関係について申し上げますと、本年度には極超短波等の実施を促進いたしますとともに、クロスバー、同軸ケーブル方式、加入電信等の新技術の実用化をはかりたいと思ひますが、その他、市外自動中継交換方式、短距離搬送方式等の研究をも推進いたします。一日も早く世界的水準に到達するように努めたいと考えます。

以上をもちまして、私の説明を終わりたいと存じます。

○松前委員長 御質疑はありませんか。――次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこの程度で散会いたします。

午後三時四十三分散会